



2024年3月14日

各 位

会 社 名 株式会社テンポイノベーション
代 表 者 名 代表取締役社長 原 康 雄
(コード番号：3484 東証プライム)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 志 村 洋 平
経 営 管 理 本 部 管 掌
(TEL 03-6274-8733)

指名・報酬委員会及び特別委員会の設置に関するお知らせ

当社は、プライム市場の上場会社に適用されるコーポレートガバナンス・コードに対する取り組みの一環として、2024年3月14日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会及び特別委員会を設立することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 設置の目的

(1) 指名・報酬委員会

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、設置するものであります。

(2) 特別委員会

支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行うことを目的として、設置するものであります。

2. 各委員会の役割

(1) 指名・報酬委員会

取締役会から諮問を受けた次に掲げる事項等の審議、取締役会への答申を行います。

- ・取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- ・代表取締役の選定・解職に関する事項
- ・役付取締役の選定・解職に関する事項
- ・取締役（監査等委員を除く。）の報酬等に関する事項
- ・取締役（監査等委員）の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- ・後継者計画（育成を含む）に関する事項
- ・その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

(2) 特別委員会

取締役会より諮問を受けた支配株主と少数株主との利益が相反する取引・行為について、特別委員会にて審査・検討を行い、取締役会への答申を行います。

3. 各委員会の構成

(1) 指名・報酬委員会

委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役でなければならないものとします。

(2) 特別委員会

委員 2 名以上で構成し、委員は独立社外取締役とするものとします。

4. 設置日

(1) 指名・報酬委員会

2024年 4 月 1 日

(2) 特別委員会

2024年 4 月 1 日

以 上